

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

#### Q1 一身上の弁明の時期について

ある議員に対する議員辞職勧告決議が提出された。これにより、対象議員は除外になると考えるが、地方自治法第117条の但し書に基づき、弁明の機会が認められると考える。このことを除外対象議員に伝えるべきか。

また、仮に弁明の機会を与えるとするならば、議会事務局としては提案説明の前に行おうと考えるが、この時期に行うことでよいか。

**A1** まず、弁明の機会について、除外対象議員に伝えるべきかについては、法的に当該議員に機会が認められている旨を伝える義務はありません。しかし、当該議員が弁明の機会が認められていることを知らず、辞職勧告決議が議決された後に、このことを知った場合、議決に瑕疵があることを主張する可能性があります。このように、法的な義務はありませんが、議会事務局があらかじめ、弁明の機会があることを除外対象議員に伝えてお

連載58

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
企画議事部副部長  
本橋 謙治

くことが適当です。

次に、弁明の時期ですが、これについても法的な定めはなく、理論的にはどの時期に実施するかは、各議会の判断ですが、採決直前に行った場合、提案者の説明と異なる事実が判明する可能性があるなど、辞職勧告決議の審議が十分ではないと判断される可能性があることなどから、質疑終了までに行うのが適当と考えます。

では、Q1にあるように、提案説明に先立って行うことの適否ですが、先に述べたように法的には、弁明の時期に関する定めはないので、提案説明に先立って行うことは可能です。議案の審議はまず、提案者の説明を聞いてから審議が始まるのが基本です。また、本件は、議員の辞職勧告決議が議題であるため、当該決議の内容を理解することが優先す

るべき議事と考えます。仮に、弁明を先に行った場合、当該決議を提出した議員から、不満が示される可能性もあります。

以上のことから、除外対象議員の弁明は、提案説明以降に行うことが適当と考えます。

#### 参考 地方自治法

第117条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

## Q2 質疑の方法について①

本市議会では、質疑については、一括質疑、一括答弁の形式を採用しているため、質疑の回数を3回としている。今定例会に提出された、工事請負契約に関する議案については、一部の議員が規則で定める回数では十分な質疑ができるか不安である旨の意見が出されている。

このことから、事前に質疑の回数の上限である3回を撤廃して、3回を超える質疑をあらかじめ可能とする運営が検討されることになった。

このような運営をすることは可能なのか。

**A2** 結論から言いますと、あらかじめ、会議規則が定める質疑の回数の上限を撤廃する運営は行うべきではないと考えます。

確かに、現時点で会議規則が定める質疑の回数を超える質疑が行われる可能性があることを否定しませんが、あくまで規則で定める回数内に質疑を行うことが基本であり、規則が定める回数を超える質疑を行う必要性の有無は、実際に質疑を行った上で判断されるべきであると考えます。

したがって、事前に3回で質疑を終わらせるように努め、執行機関の答弁を聞いた上で、

なお追加の質疑が必要と判断したときに議長に対して、規則で定める回数を超える質疑の許可を求めるべきと考えます。

以上のことから、事前に議会運営委員会で規則が定める質疑の回数を超える質疑の申出が行われる可能性があることを確認し、当該申出が行われた場合、これを許可する予定で議事を進めることを了承することが適当と考えます。

なお、追加の質疑の回数ですが、規則に定める回数を超える質疑を認めること自体が例外であることから、1回ごとに許可をすることが適当と考えるため、一度の申出で複数回分の追加質疑の許可を与えるべきではないと考えます。

### 参考 標準市議会会議規則

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について○回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

## Q3 質疑の方法について②

Q2の工事請負契約議案については、施設建設の工事を請負う契約であり、内装工事や電気工事など、複数の小規模な工事を一つの工事請負契約議案とし

て提出されている。

これに対して、一部の議員から、個々の小規模な工事ごとにその内容等について質疑したいという意見が議長に対して出された。当日の議事日程は、一つにまとめられた工事請負契約についてであることから、個々の工事請負契約が議題となったり、議題宣告の対象とはならない。

このような運営を行う中で、個々の工事ごとに質疑することが可能なのか、それとも、一つの議案となっていくことから、全体の工事を一つの議題とし質疑することになるのか。

**A3** 結論から言うと、個々の工事ごとに質疑をすることは可能と考えます。ただし、そのためには、議長が議事整理権を行使して、個々の工事ごとに質疑する旨を宣告する必要があります。

標準市議会会議規則第56条の「議題」は、必ずしも議事日程に記載された一の事件そのものを指す意味ではなく、質疑の場合は、一の事件全体について質疑することもある一方、それを分割しあるいはその中の一の項目を抜き出して質疑を行うこともあります。

以上のことから、このような場合の「議題」とは、「議長が質疑に付した議題」という意

味であり、審議を行う際に議長が議題宣告する一の事件そのものを指すことではないと考えます。

よって、Q3のような運営を行うためには、質疑の際に質疑の対象となるもの（部分）を議長が明確に宣告することが必要と考えます。なお、このような運営については、討論においても可能と考えます。

**Q4** 請願の採決について

委員会に託されている請願について、委員の意見が割れている。具体的には、継続審査が2名、趣旨採択が2名、採択が3名、不採択が2名という状況である。

どのような順序や方法で当該請願の採決を行うべきか。

**A4** まず、Q4において採決の対象としている、継続審査、趣旨採択、採択、不採択についてですが、採決は、これらから一つを選択するような採決を行うことは予定されていません。つまり、継続審査に賛成か否か、趣旨採択に賛成か否かというように、それぞれに対する賛否を確認することが採決であり、継続審査、趣旨採択、採択、不採択のうちどれが良いか選択するという方法の採決ではありません。

また、継続審査は、請願に対する結論ではありません。引き続き審査するという議事手続の是非を問うものなので、十分に審査が尽くされたから、あとは当該請願に対する委員会としての意思を決定する、趣旨採択、採択、不採択といった採決と同列に扱うものではありません。

したがって、最初に採決に付すべき対象は、継続審査であり、「継続審査とすることに賛成か」を諮り、過半数の賛成が得られなければ、継続審査は否決となり、審議は尽くされたのみなされ、当該請願の採択等に関する討論を経て、当該請願に対する委員会の意思を決するための手続に移ります。つまり、請願の採択等に関する採決を行うこととなります。

趣旨採択、採択、不採択に対する採決の順序及び方法ですが、趣旨採択の採決は、修正案の採決に準じて行うことが適当とされていることから、趣旨採択について、最初に諮ることとなります。つまり、趣旨採択とすることに賛成か否かを諮り、過半数の賛成が得られたら、当該請願は趣旨採択となったことが確定し、当該請願の審査は終了します。趣旨採択とすることに對する賛成者が過半数に達しない場合は、趣旨採択とすることが否決となり、採択とすることに賛成か否かを諮ることになります。

採択とすることに賛成する委員が過半数以上

いれば、当該請願は採択と決めますが、過半数以上の賛成を得られなければ、賛成者少数により、当該請願は不採択となります。

なお、請願の採決の際、継続審査に賛成した委員は、先に述べた趣旨採択、採択の採決に賛否を表することは可能なので、それぞれの採決に対して、賛成、反対の意思を表明することができます。

参考 標準市議会会議規則

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を附け、議長に報告しなければならない。

- 一 採択すべきもの
- 二 不採択とすべきもの
- 2 省略

**Q5** 一括採決とこれに対する異議について

今定例会に、条例の一部改正案と条例改正に伴う補正予算案が提出された。これらの議案は、相互に関係するものであることから、当初から一括議題で審議し、質疑、討論、採決も一括で行うことで、議会運営委員会の了承を得た。

しかし、一部の会派から、採決は一

括で行うのではなく、事件ごとに個別に行うべきである旨の申入れが議長に對してなされた。

どのような対応が考えられるか。

**A5** 議会における採決の基本は、事件ごとに議会の意思を問うことが原則です。これを一議事一議題の原則といえます。この原則の例外が一括採決です。

通常は、Q5のように議会運営員会で協議し、その結果に基づいた運営が行われることになりますが、今回のように、その結果に基づく運営に異議を唱える議員や会派が出てくるケースがあります。

この場合、個別の採決を希望する議員（会派）は、採決の際に、議事進行の発言として、事件ごとに採決することを希望する旨の発言を行い、これを受けて議長が見解等を述べることになります。議長は、①議会運営員会で一括して採決を行うことが確認されていることを理由に当該申入れを拒否する、②議会運営員会で確認されたことではあるが、採決方法の原則に立ち返り、事件ごとに個別に採決を行うのいずれかを選択することになります。前者については、議会運営員会で確認されているとはいえず、表決の原則と異なる運営であること、議員の基本的な権利の一つである表決権を確保するという観点から、これに

對する反対や疑義が示された以上、原則的な運営を行うことが適当と考えます。仮に、当該申入れを議長が拒否した場合、議員の表決権を侵害する議事運営と主張し、本会議が混乱することが予想され、採決に付した事件の議事が進まなくなる可能性があります。

以上のことから、議長は、当該申入れを受け入れて、採決の基本に戻り、事件ごとに採決する運営に変更することが適当と考えます。なお、この判断を行うことに先立ち、議長は休憩を宣告し、議会運営員会を開催し、議会運営員会で確認した一括採決の方法から個別の事件ごとに採決する方法に改めることを表明し、理解を求めることになります。今後は、このようなことがないように、事前に各議員や各会派の意向を十分に確認して、本会議の運営に支障がないようにしておくべきと考えます。

**参考 標準市議会会議規則**

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

**Q6** オンライン委員会における正副委員

長の互選について

最近の新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、本市議会でもオンラインの方法による委員会の開催ができるように、検討が行われている。

その中で、正副委員長の互選は、本会議における正副議長の選挙と同様に、投票または指名推選で行うことになっている。実際は、指名推選による方法で正副委員長が選任されているが、規則上は、投票による選任も可能であることから、正副議長の選挙と変わらない運営となる。

このようなことから、正副議長の選挙で準用される公職選挙法は、オンラインによる投票などに関する規定がないことから、オンライン委員会で正副委員長の互選自体ができないのではないかという疑義が生じた。

オンライン委員会で、正副委員長の互選は可能なのか。

**A6** 標準市議会会議規則の第126条と同じ規定を当該市議会の会議規則に規定していることによる質問と解します。

標準市議会会議規則には、正副委員長の互選に関する規定がありますが、正副委員長の互選は、本会議における正副議長の選挙と異なり、地方自治法第118条が準用されないと

されています。

このことは、委員会の正副委員長の互選は、法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会で行う選挙には該当しないことを意味します。つまり、選挙の方法を用いた議事となります。そのため、通常の議事では、委員長に表決権がないことから、委員長の互選において委員長の職をとっている委員（標準市議会委員会条例第10条第2項に基づく年長委員）や副委員長に投票する権利を認める規定を設けています（標準市議会会議規則第126条第4項）。

以上のことから、オンライン委員会における正副委員長の互選は、本会議における正副議長の選挙と異なり、公職選挙法が準用される議会における選挙には該当しないため、オンラインによる互選が可能と考えます。

なお、オンライン委員会における正副委員長の互選に関する留意点については、全国市議会議長会が令和4年2月に各市議会に通知した「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告」をご参照ください。

**参考 地方自治法**

第118条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第

1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

3 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

**参考 行政実例（昭和25年3月25日）**

問 議会の常任委員会の委員等の選任について、条例中に「常任委員は、議長が会議にはかつてこれを選任する。」「委員長及び副委員長は、議長が会議にはかつて、その委員のうちからこれを選任する。」と定がある場合においては、その選任の方法については、第118条の規定の適用がないと解するがどうか。

答 お見込みのとおり。

**参考 標準市議会会議規則**

第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、く

じで決める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならぬ。

4 第1項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することが出来る。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員の全員の同意があつた者をもって、当選人とする。（参考）

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章・第4節の規定を準用する。（参考）

**参考文献**

- 議会運営の実例（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）
- 地方自治法質疑応答集（第一法規）
- 逐条会議規則（学陽書房）